加盟大学における不祥事に対する本連盟の姿勢について

一般財団法人 首都大学野球連盟 理事長 山崎雅教

昨今、様々なスポーツ競技団体で、精神的・身体的暴力を伴うハラスメントの事案が見受けられることは、皆様もご承知のことと思います。当、一般財団法人首都大学野球連盟(以下、本連盟という)でも、最近、ハラスメント事案が発生し、メディアによって報道される事態となりました。毎年、数件の不祥事が発生しており、なかなか再発防止まで至っておりません。そこで、連盟としましては、公益財団法人全日本大学野球連盟(以下、大学野球連盟という)が定める手続きを踏むと同時に、連盟として取り組むことができる施策を実施します。さらに、透明性を高めるために、発生した不祥事について可能な限り公表することといたしました。

1. 不祥事への対応

本連盟では、加盟大学の硬式野球部において『日本学生野球憲章』への違反事案(以下、不祥事という)が生じた場合、以下の手続きを行う。

2. 手続き

- a) 加盟大学の硬式野球部で不祥事が発生した場合、部長または監督は、速やかに本連盟事務局に報告する。
- b) 本連盟事務局は、当該不祥事を本連盟理事長及び大学野球連盟に報告する。
- c) 加盟大学の硬式野球部は大学当局と連携し不祥事の調査を行い、報告書を作成したのち本連盟事務局に提出する。
- d) 本連盟事務局は、提出された報告書の内容を確認したのち、速やかに大学野球連盟に提出する。
- e) 本連盟事務局は、大学野球連盟より当該不祥事に対して下された処分内容を、本連盟理事長及び当該大学に報告する。
- f) 本連盟事務局は、当該不祥事について、本連盟評議員会、理事会等で報告する。

3. 再発防止のための施策

- a) 本連盟は、加盟大学硬式野球部の部長及び監督を含む指導者に対し、スポーツ・ コンプライアンス研修を実施する。
- b) 加盟大学硬式野球部の部長及び監督は、毎年、新入野球部員に対し『日本学生野球憲章』の講習を実施する。

以上